

第2期 周南市リサイクルプラザ長期包括的運転管理業務  
要求水準書

令和7年8月

周南市



# 目次

第1章 総則.....	1
第1節 計画事項.....	1
1. 業務名称.....	1
2. 業務期間等.....	1
3. 場所.....	1
4. 施設名称.....	1
5. 施設規模.....	1
6. 施設概要.....	1
7. 受注者が有すべき業務実績等.....	2
8. 受注者の業務範囲.....	2
9. 本施設の基本性能.....	2
10. 計画処理量.....	3
第2節 一般事項.....	4
1. 要求水準書の遵守.....	4
2. 関係法令等の遵守.....	4
3. 本市への報告・協力.....	4
4. 関係官公署への報告・届出.....	4
5. 一般廃棄物処理実施計画の遵守.....	4
6. 本業務におけるリスク分担.....	5
7. 本市の検査.....	5
8. 関係官公署の指導等.....	5
9. 労働安全衛生・作業環境管理.....	5
10. 緊急時対応.....	5
11. 急病等への対応.....	6
12. 災害発生時の協力.....	6
13. 本市他施設との調整.....	6
14. 地元雇用.....	6
15. 業務受注者の引継ぎ.....	7
16. 個人情報保護.....	7
17. 運転管理マニュアルの作成.....	7
18. 運転管理業務計画書及び年次運転管理業務計画書の作成.....	7
19. 前選別処理機能等の確保.....	7
20. 委託料について.....	8
第3節 運転管理条件.....	9
1. 本業務に関する図書.....	9
2. 計画書の変更.....	9
3. 要求水準書の記載事項.....	9
3-1. 記載事項の補足等.....	9
3-2. 要求水準書における（参考）の扱い.....	9
4. 契約金額の変更.....	10

5. 本施設の引渡し条件.....	10
5-1. 本施設の性能に関する条件.....	10
5-2. 運転の引継ぎに関する条件.....	10
5-3. その他.....	10
第2章 業務実施体制.....	11
第1節 業務実施体制.....	11
1. 業務実施体制.....	11
2. 有資格者の配置.....	11
3. 連絡体制.....	11
第3章 業務内容.....	12
第1節 受付管理業務.....	12
1. 本施設の受付管理業務.....	12
2. 計量施設での受付管理.....	12
3. 案内・指示.....	12
4. 料金徴収.....	12
5. 受付時間.....	12
第2節 運転管理業務.....	13
1. 本施設の運転管理業務.....	13
2. 運転条件.....	13
2-1. 対象ごみ.....	13
2-2. 計画処理量.....	13
2-3. 公害防止条件.....	13
2-4. ユーティリティ条件.....	13
2-6. 運転時間.....	14
2-7. 手選別の作業及び必要人員.....	14
3. 搬入廃棄物の性状測定.....	14
4. 搬入搬出管理.....	14
5. 場内運搬.....	15
6. 前処理作業等.....	15
7. 適正処理.....	15
8. 適正運転.....	16
9. 搬出物の保管及び積込.....	16
10. 搬出物の管理.....	16
11. 運転計画の作成.....	16
12. 運転マニュアルの作成.....	17
13. 運転管理記録の作成.....	17
第3節 維持管理業務.....	18
1. 本施設の維持管理業務.....	18
2. 備品・什器・物品・用役・消耗品の調達.....	18
3. 備品・什器・物品・用役・消耗品の管理.....	18
4. 点検・検査計画の作成.....	18
5. 点検・検査の実施.....	19
6. 補修計画の作成.....	19

7. 補修の実施.....	20
8. 施設の保全.....	20
9. 機器更新.....	20
10. 改良保全.....	20
第4節 環境管理業務.....	22
1. 本施設の環境管理業務.....	22
2. 環境保全基準.....	22
3. 環境保全計画.....	22
4. 作業環境保全基準.....	22
5. 作業環境保全計画.....	22
第5節 情報管理業務.....	23
1. 本施設の情報管理業務.....	23
2. 運転管理記録報告.....	23
3. 調達結果報告.....	23
4. 点検・検査報告.....	23
5. 補修・更新等報告.....	23
6. 環境保全報告.....	23
7. 作業環境保全報告.....	24
8. 施設情報管理.....	24
9. その他管理記録報告.....	24
10. 本施設の運転状況に関する情報の公表.....	24
第6節 関連業務.....	25
1. 関連業務.....	25
2. 清掃.....	25
3. 防火管理.....	25
4. 保安.....	25
5. 近隣住民対応.....	25
6. 保険.....	25
7. 凍結降雪時の搬入路の対応.....	26

## 第1章 総則

本要求水準書は、周南市（以下「本市」という。）が発注し、委託する「第2期周南市リサイクルプラザ長期包括的運転管理業務」（以下「本業務」という。）に適用し、本業務を受託する民間事業者（以下「受注者」という。）に対して、本市が要求するサービスの水準を示すものである。

### 第1節 計画事項

#### 1. 業務名称

第2期周南市リサイクルプラザ長期包括的運転管理業務

#### 2. 業務期間等

運転引継ぎ期間とは、受注者が、周南市リサイクルプラザ（以下「本施設」という。）の既存の運転事業者から円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間である。

運転管理業務の期間：契約締結日～令和18年3月31日

運転引継ぎ期間：令和8年1月1日～令和8年3月31日

運転期間：令和8年4月1日～令和18年3月31日

#### 3. 場所

周南市臨海町5番、3番の一部

#### 4. 施設名称

周南市リサイクルプラザ

#### 5. 施設規模

80 t/日

・燃やせないごみ	: 24t
・不燃性粗大ごみ	: 1t
・ビン類・缶類	: 14t
・ペットボトル	: 2t
・プラスチック製容器包装類	: 25t
・その他プラスチック類	: 11t
・可燃性粗大ごみ	: 1t
・ガラス陶器類	: 2t

（「添付資料1 運転条件・主要設備」参照）

#### 6. 施設概要

本施設の概要を表 1-1 に示す。

表 1-1 施設概要

項目	内容
敷地	敷地面積 : 45,527.28 m <sup>2</sup>
資源化処理施設	建築面積 : 6,253.67 m <sup>2</sup> 延べ床面積 : 15,486.38 m <sup>2</sup>
計量棟	建築面積 : 81 m <sup>2</sup> 延べ床面積 : 23.4 m <sup>2</sup>
ストックヤード棟	建築面積 : 601.37 m <sup>2</sup> 延べ床面積 : 563.76 m <sup>2</sup>
洗車場	建築面積 : 174.16 m <sup>2</sup> 延べ床面積 : 174.16 m <sup>2</sup> 計量機 ひょう量 30 t 2 台
竣工	平成 23 年 4 月 1 日
設計施工企業	メタウォーター株式会社

## 7. 受注者が有すべき業務実績等

受注者は、以下の条件を満たす共同企業体であること。

- ① 地方公共団体が発注する粗大ごみ処理施設(破碎選別施設)を対象とした運転業務を元請として受注した実績を有し、かつ、1年以上の業務履行実績を有すること。
- ② 地方公共団体が発注する手選別設備を有する圧縮設備(缶、プラスチック製容器包装類又はペットボトルのいずれか)を対象とした運転業務を元請として受注した実績を有し、かつ、1年以上の業務履行実績を有すること。
- ③ 地方公共団体が発注する粗大ごみ処理施設(破碎選別施設)を対象とした維持管理業務(点検及び補修に係る業務)を元請として受注した実績を有すること。
- ④ 地方公共団体が発注する手選別設備を有する圧縮設備(缶、プラスチック製容器包装類又はペットボトルのいずれか)を対象とした維持管理業務(点検及び補修に係る業務)を元請として受注した実績を有すること。
- ⑤ 一般廃棄物(ビン、缶、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、不燃性粗大ごみ、燃やせないごみ、その他プラスチック類のいずれかのごみ)を中間処理する業務を行った実績を有すること。
- ⑥ 一般廃棄物収集運搬許可証の処理区分が「一般廃棄物の収集運搬(特別管理一般廃棄物、し尿及び浄化槽汚泥を除く)」である周南市一般廃棄物収集運搬業の許可を有すること。

## 8. 受注者の業務範囲

- (1) 受付管理業務
- (2) 運転管理業務
- (3) 維持管理業務
- (4) 環境管理業務
- (5) 情報管理業務
- (6) 関連業務  
(「添付資料2 業務区分表」及び「添付資料3 運転管理業務管理区域図」参照)

## 9. 本施設の基本性能

本要求水準書に示す本施設の基本性能とは、本業務開始時に本施設が有する処理性能や

環境性能等の性能・機能であり、（仮称）周南市リサイクルプラザ建設工事発注仕様書で性能保証事項として規定された（仮称）周南市リサイクルプラザ建設工事の受注者により、担保されたものである。受注者は、本施設の基本性能を満たした上で、業務を履行すること。（「添付資料4 性能保証事項」参照）

## 10. 計画処理量

本施設の計画処理量は、表 1-2 に示すとおりである。なお、下表に示すごみとは別に処理不適物が本施設に搬入される。処理不適物の搬入実績は、令和5年度において39 t/年である。処理量の実績値は添付資料9に示す通りである。

表 1-2 計画処理量(t/年)

種 類	計画処理量
燃やせないごみ	796
不燃性粗大ごみ	549
ビン類・缶類	1,287
ペットボトル	467
プラスチック製容器包装類	2,228
その他プラスチック類	518
可燃性粗大ごみ	188
合 計	6,033

※計画処理量は、令和5年度の実績値をもとに設定した。

## 第2節 一般事項

### 1. 要求水準書の遵守

本業務委託期間中、受注者は本要求水準書に記載される要件を遵守すること。

### 2. 関係法令等の遵守

受注者は、業務を実施するに当たり次に掲げる関係法令を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 労働基準法
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 健康保険法
- (6) 厚生年金保険法
- (7) 雇用保険法
- (8) 大気汚染防止法
- (9) 悪臭防止法
- (10) 水質汚濁防止法
- (11) 騒音規制法
- (12) 振動規制法
- (13) 水道法
- (14) 浄化槽法
- (15) 消防法
- (16) 建築基準法
- (17) 山口県関係条例
- (18) 周南市関係条例
- (19) その他関係ある法令、規則、基準書等

### 3. 本市への報告・協力

受注者は、本業務に関して、本市が指示する報告、記録、資料提供には速やかに対応し協力すること。受注者は、定期的な報告は「第3章 第5節 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は「第1章 第2節 10 緊急時対応」に基づくこと。

### 4. 関係官公署への報告・届出

本市が、関係官公署へ報告、届出等を必要とする場合、受注者は、本市の指示及び求めに応じて、必要な資料・書類の速やかな作成・提出をすること。なお、関連する経費は全て受注者が負担すること。

### 5. 一般廃棄物処理実施計画の遵守

受注者は、本業務を実施するに当たり、本市が年度毎に定める「一般廃棄物処理実施計画」の内容を遵守すること。

## 6. 本業務におけるリスク分担

本業務に係るリスク及び本市と受注者の責任分担は、原則として「添付資料5 運転管理業務に係るリスク分担」に定めるとおりとする。

## 7. 本市の検査

運転状況については本市が適宜、立ち入り検査を行う。その場合の検査又は監査に受注者は全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

## 8. 関係官公署の指導等

受注者は、本業務委託期間中、関係官公署の指導等に従うこと。なお、法改正に伴い施設の改造が必要な場合、その費用負担は業務委託契約書に定める。

## 9. 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 受注者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 受注者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (3) 受注者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従業者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態を維持すること。
- (4) 受注者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。なお、安全作業マニュアルは、本市と協議の上、承諾を得ること。
- (5) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。なお、改善事項は、本市と協議の上、承諾を得ること。
- (6) 受注者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全衛生上、問題がある場合は、本市と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (7) 受注者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について本市に報告すること。
- (8) 受注者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (9) 受注者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- (10) 受注者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。
- (11) 施設の安全停止については、マニュアル化を行い迅速な対応に努めること。なお、安全停止マニュアルは、本市と協議の上、承諾を得ること。
- (12) 受注者は、施設の点検・修繕工事を行う場合は、リスクアセスメントを実施し、作業者の安全と施設の保全に務めること。

## 10. 緊急時対応

- (1) 受注者は、地震・火災等の災害、工場棟内での爆発等の事故、機器の故障等の緊急時においては、従業者の安全確保を最優先するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑え、二次災害の防止に努めること。また、地震・火災等の災害等により、来場者に危険が及ぶ場合は、来場者の安全確保を最優先するとともに来場者が避難できるように適切に誘導すること。
- (2) 受注者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、受注者は、作成した緊急対応マ

マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。改善した緊急対応マニュアルについては、本市に報告し、本市の承諾を得ること。

- (3) 受注者は、台風・大雨等の警報発令、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告し、本市の承諾を得ること。
- (4) 受注者は、緊急時に、緊急対応マニュアルに基づき、防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- (5) 緊急時に対応した場合、受注者は直ちに対応状況、緊急時の本施設の運転記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに今後の対策等を記した報告書を作成し、本市に提出すること。

#### 1 1. 急病等への対応

- (1) 受注者は、本施設への搬入者、従業者の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生時の対応マニュアルを整備し本市の承諾を得ること。
- (2) 受注者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) 受注者は、本施設に AED を設置すること。設置位置は、本施設内の従業者の所在・動線等を踏まえ、適切な位置とすること。また、設置した AED は適切に管理するとともに、必要な講習等を受講し、常時使用可能とすること。

#### 1 2. 災害発生時の協力

- (1) 震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、受注者はその処理処分に協力すること。なお、当該廃棄物の処理に係わり追加的に必要になった費用については、業務委託契約書で定める変動費にて支払うものとする。
- (2) 受注者は、火災や事故、その他不測の事態が発生し、本施設が操業できない状況になった場合、また薬品等の処理困難物の搬入が原因で本施設の操業ができない場合には、廃棄物の受入先の確保及び処理体制を維持するよう全面的に本市に協力すること。

#### 1 3. 本市他施設との調整

受注者は、本市が、本市他施設と本施設の間で、廃棄物搬入量の調整を行う場合は、本市に協力すること。

#### 1 4. 地元雇用

本業務の実施に当たって、受注者は、本市での雇用促進に配慮すること。

#### 15. 業務受注者の引継ぎ

受注者は、運転準備期間に運転業務履行中の既存の運転事業者より本業務に係る技術指導等を受け、業務の遂行に支障がないよう引継ぎを行わなければならない。なお、引継ぎ等に係る一切の費用は受注者の負担とする。ただし、既存の運転事業者に係る費用は除く。

#### 16. 個人情報の保護

- (1) 受注者は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等（周南市の条例等を含む。）を遵守し、本業務によって知り得た個人情報を適切に管理すること。
- (2) 受注者は、個人情報の管理に当たり、個人情報保護マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。

#### 17. 運転管理マニュアルの作成

受注者は、本施設の運転方法及び維持管理、保守、点検・検査、補修等の施設の機能維持のための方法と考え方及び環境管理業務計画、防災計画等の緊急時の対策が示される運転管理マニュアルを作成すること。

#### 18. 運転管理業務計画書及び年次運転管理業務計画書の作成

- (1) 受注者は、各業務の実施に関して必要な事項を記載した運転管理業務計画書を、本市が指定する本業務開始予定日（令和8年4月1日）の14日前までに本市に提出し承諾を得ること。
- (2) 運転管理業務計画書には、本業務の実施に当たり必要となる各種のマニュアル（各業務の実施に当たり必要な業務計画書、本市への各種報告様式等を含むこと（表 1-3 参照））とし、その内容については本市との協議により決定すること。
- (3) 受注者は、本市が指定する期日の14日前までに、運転管理業務計画書に基づき当該年度の年次運転管理業務計画書を本市に提出し、当該年度の業務を開始する前に、本市の承諾を得ること。
- (4) 受注者は、運転管理記録、維持管理記録に基づき、年次運転管理業務計画書を見直すこと。

#### 19. 前選別処理機能等の確保

受注者は、リチウムイオン電池等による火災リスクに対応するため、前選別処理機能を確保すること。

表 1-3 運転管理業務計画書の構成（参考）

① 受付管理業務計画書	
② 運転管理業務計画書	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施体制表</li> <li>・月間運転計画、年間運転計画</li> <li>・運転マニュアル</li> <li>・日報・月報・年報様式</li> </ul>	等を含む。
③ 維持管理業務計画書	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施体制表</li> <li>・調達計画</li> <li>・点検・検査計画</li> <li>・補修計画、維持管理計画</li> </ul>	等を含む。
④ 環境管理業務計画書	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全基準</li> <li>・環境保全計画</li> <li>・作業環境保全基準</li> <li>・作業環境保全計画</li> </ul>	等を含む。
⑤ 情報管理業務計画書	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種報告書様式</li> <li>・各種報告書提出要領</li> </ul>	等を含む。
⑥ 関連業務計画書	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃要領・体制</li> <li>・防火管理・防災管理要領・体制</li> <li>・施設警備防犯要領・体制</li> <li>・住民対応要領・体制</li> </ul>	等を含む。
⑦ その他	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対応マニュアル</li> <li>・急病人発生時対応マニュアル</li> <li>・安全作業マニュアル</li> <li>・個人情報保護マニュアル</li> </ul>	等を含む。

## 20. 委託料について

- (1) 本業務の委託料については、固定費と変動費の金額を合計した金額とする。
- (2) 固定費とは本施設における搬入ごみ量の増減にかかわらず変動しない費用のことである。
- (3) 変動費とは本施設における搬入ごみ量の増減に応じて変動する費用のことである。
- (4) 固定費及び変動費には次の費用が含まれる。

種類		概要	項目
固定費	固定費 A	補修費・用役費を除いた人件費などの運営に係る諸費用	・人件費 ・保険料 ・精密機能検査費 ・測定費 等
	固定費 B	基本料金	・電気基本料金 ・水道基本料金
	固定費 C	点検・補修費	・点検・補修・更新費 ・予備品・消耗品費 等
変動費	変動費	用役費（基本料金を除いたもの）	・電気（従量料金） ・薬品 ・梱包資材 ・水道（従量料金） ・LPG ・重機燃料費 等

なお、受注者の本業務による利益に相当する額は、固定費 A に計上すること。

### 第3節 運転管理条件

#### 1. 本業務に関する図書

本業務は次の図書に基づいて行うこと。

- (1) 入札説明書
- (2) 業務委託契約書（案）
- (3) 質問回答書、質疑応答書
- (4) 要求水準書
- (5) 業務履行計画書（以下「計画書」という。）
- (6) その他本市が指示するもの

#### 2. 計画書の変更

受注者は、提出済みの計画書の内容を原則的として変更できないものとする。ただし、本市の指示により変更する場合はこの限りではない。また、本業務委託期間中に本要求水準書と適合しない箇所が発見された場合には、受注者の責任において、本要求水準書を満足させる変更を行うこと。

#### 3. 要求水準書の記載事項

##### 3 - 1. 記載事項の補足等

本要求水準書に記載した事項は、基本的内容について定めるものであり、施設の信頼及びサービスの向上につながる計画等を妨げるものではない。よって、本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために、当然必要と思われるものについては、全て受注者の責任において補足・完備させること。

##### 3 - 2. 要求水準書における（参考）の扱い

本要求水準書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは一例を示すものであるの  
で、受注者は「（参考）」と記載されたものについて、受注者の責任により補足・完備  
せなければならない。

#### 4. 契約金額の変更

3-1. 3-2. の場合契約金額の増額等の手続きは行わない。

#### 5. 本施設の引渡し条件

本市は、業務期間終了後までは、基幹的設備の更新を想定しておらず、業務期間終了後に本施設の大規模改修等を行う計画である。受注者は、このことを踏まえて維持管理計画を行い、本業務委託期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を本市に引渡すこと。

大規模改修とは、例えば搬送設備、再生設備等の基幹的設備の一式更新を想定している。大規模改修箇所については、本市と受注者の協議により方針を決定するものとし、協議は本業務委託期間終了の5年前を目途に開始するので協力すること。

##### 5-1. 本施設の性能に関する条件

引き渡し条件は、本施設の基本性能が確保されており、本市が本要求水準書に記載する業務を、大規模改修箇所を除き、本業務委託期間終了後も5年間にわたり継続して実施することに支障のない状態であることを基本とする。

- (1) 第三者機関による精密機能検査を、本業務委託期間最終年度に本市の立会いの上実施すること。
- (2) 第三者機関の検査の結果、次期運転管理業務受託者が、大規模改修箇所を除き、本要求水準書に記載する業務について運営期間終了後も5年間にわたり継続して使用することに支障があると認められた場合には、受注者の責任と負担により、改修等必要な対応を行うこと。なお、継続使用に支障のない程度の軽度な劣化、天災その他不可抗力による劣化、また、受注者が善良な管理者としての注意義務を怠らず、通常避けることができない理由により起きた経年劣化によるものであることを立証できた場合は補修対象から除くものとする。

##### 5-2. 運転の引継ぎに関する条件

- (1) 本市が本要求水準書に記載する業務を行うに当たり支障のないよう、本市への業務の引継ぎを行うこと。
- (2) 引継ぎ事項は、各施設の取扱説明書（本業務委託期間中の修正・更新内容も含む）、本要求水準書及び業務委託契約書に基づき受注者が作成する図書等の内容を含むものとする。
- (3) 受注者は業務委託期間終了後の施設の運転管理業務に従事する本市が指定する者に対し施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱いについて、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行うこと。なお、教育指導計画書、取扱説明書及び手引き書等の教材は、あらかじめ受注者が作成し、本市の承諾を受けること。
- (4) 引継ぎに係る教育指導は、本業務委託期間中に実施することとし、受注者は本業務委託期間終了時から逆算して教育指導を計画すること。
- (5) 教育指導は、机上研修、現場研修を含むものとする。

##### 5-3. その他

その他、本業務委託期間終了時における引渡しの詳細条件は、本市と受注者の協議により決定するものとし、協議は本業務委託期間終了の5年前を目処に開始する。

なお、第三者機関による精密機能検査を3年に1回実施し、引渡し時の詳細条件に反映させるものとする。精密機能検査は、令和10年度から実施すること。

## 第2章 業務実施体制

### 第1節 業務実施体制

#### 1. 業務実施体制

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 受注者は、整備した業務実施体制について本市に報告し、本市の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告し、本市の承諾を得ること。
- (3) 受注者は、各種マニュアル、業務実施計画書等の変更に伴い、従業者に対して必要な研修を実施すること。
- (4) 人員の確保に当たっては、地元における雇用促進に配慮をするものとする。

#### 2. 有資格者の配置

- (1) 共同企業体の代表者は、本業務の総括責任者として、周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成15年条例第158号）第28条の2で定める技術管理者としての資格を有する者で、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習（破砕・リサイクル施設）を修了した者を配置すること。なお、本施設の運転開始日（令和8年4月1日）から2年間は、同一の者を専任して配置すること。
- (2) 受注者は、防火管理者を配置すること。
- (3) 受注者は、第3種電気主任技術者を配置すること。なお、受注者は自らの責任と費用において当該主任技術者の業務を電気事業法に基づき外部へ委託することができる。ただし、受注者は自らの責任と費用において、必要に応じ、電気事業法に基づく「保安管理業務外部委託承認」等の手続きを行うこと。
- (4) 受注者は、本業務を行うに当たり上記以外に次に示す有資格者を配置すること。
  - ① 破砕・リサイクル施設技術管理士
  - ② 安全衛生推進者
  - ③ クレーン特別教育修了者（つり上げ荷重 5t 未満のクレーン）
  - ④ 玉掛け技能講習修了者
  - ⑤ フォークリフト運転技能講習修了者
  - ⑥ ショベルローダー、フォークローダー運転技能講習修了者
  - ⑦ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
  - ⑧ はい作業主任技術者技能講習修了者
  - ⑨ その他業務の履行上法令で定められた資格者
- (5) 受注者は、補修工事（大規模な修理）や更新工事を実施するに当たり、各種の工事に適合する資格を持った監理技術者を配置し管理すること。

#### 3. 連絡体制

受注者は、平常時及び緊急時の連絡体制を整備し、本市の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告し、本市の承諾を得ること。

## 第3章 業務内容

### 第1節 受付管理業務

#### 1. 本施設の受付管理業務

受注者は、本要求水準書及び関係法令等（山口県及び周南市の例規を含む。）を遵守し、適切な受付管理業務を行うこと。

#### 2. 計量施設での受付管理

- (1) 受注者は、計量施設において、収集車（直営、委託、許可業者）及び一般持込車の計量手続きを行うこと。収集車（許可業者）及び一般持込車については、搬入時及び搬出時の双方で計量を行うこと。収集運搬体制については添付資料6を参照すること。  
なお、直営、委託、許可業者及び一般持込車は下記のとおりとする。
  - ①直営：周南市が収集して搬入する。
  - ②委託：周南市長から委託を受けた者が収集して搬入する。
  - ③許可業者：周南市長の許可を受けた者が収集して搬入する。
  - ④一般持込車：市民及び事業者が直接搬入する。
- (2) 受注者は、資源化物等を搬出する車両についても、計量施設において計量し、確認・記録すること。

#### 3. 案内・指示

- (1) 受注者は、安全に搬入が行われるように、計量施設、プラットホーム及び敷地内において、搬入車両を案内・指示すること。
- (2) 受注者は、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な案内・指示を行うこと。また、敷地外へ渋滞する場合には敷地外の交通整理を行うこと。

#### 4. 料金徴収

- (1) 受注者は、許可業者及び一般持込者に対し、本市が定める料金を本市が定める方法にて本市に代わり徴収すること。
- (2) 受注者は、徴収した料金を本市が定める方法によって本市の指定金融機関へ引き渡すこと。

#### 5. 受付時間

- (1) 受注者は、表 3-1に示す受付時間において、受付管理を行うこと。
- (2) 受注者は、表 3-1に示す受付時間外であっても、受付時間内に待車した車両の受付管理を行うこと。
- (3) 受注者は、表 3-1に示す受付時間外であっても、次に示す場合には受付管理を行うこと。
  - ①災害等が発生した際に本市が指示する特例的な受付管理
  - ②市の規定に定める休日又は祝日の収集日における受付管理
  - ③繁忙期等における受付管理。繁忙期には、収集車（直営、委託）が受付時間内に搬入できないことがある。この場合においても受注者は受付管理を行うこと。

表 3-1 本施設の受付時間

受付箇所	受付日時
計量施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜～金曜の8:30～16:00（ただし、祝日（本市の指示する祝日は除く）及び本市の指示する年末年始は除く。また、昼休み12:00～13:00は除く。）</li> <li>・土曜の8:30～12:00（ただし、祝日は除く。）</li> </ul>

## 第2節 運転管理業務

### 1. 本施設の運転管理業務

(1) 受注者は、本要求水準書、関係法令、公害防止条例等を遵守し、本施設を適切に運転管理すること。また、本施設の基本性能を十分に発揮し、搬入された廃棄物を安全に安定的にかつ適正に処理するよう運転業務を実施すること。

### 2. 運転条件

#### 2-1. 対象ごみ

添付資料1（運転条件・主要設備）を参照

#### 2-2. 計画処理量

(1) 添付資料1（運転条件・主要設備）に示されたごみ種類に対し、6,033 t/年以上の処理を可能とすること。

#### 2-3. 公害防止条件

添付資料 7（環境基準）を参照

#### 2-4. ユーティリティー条件

- (1) 水道 生活用水、プラント用水ともに上水道とする。
- (2) 電気 中国電力から高圧（6,600V）1回線受電とする。
- (3) ガス 空調及び温水用の熱源としてLPGを使用する。
- (4) 薬剤 排水処理、消臭、脱臭用に薬剤を使用する。
- (5) 排水 プラント排水については、本施設の排水処理施設で処理し、再利用するものとし放流は認めない。生活排水については、浄化槽で処理し場外へ放流する。

#### 2-5. 年間運転日数

(1) 施設の年間運転日数は、表 3-1 受付日時に記載する日は、受付計量を行い受入貯留設備へごみの搬入を行う必要があるため、各年度 245 日以上とすること。

- (2) 施設の年間稼働日数は、搬入される各年度の計画処理対象物を安全にかつ安定的に処理することを条件に計画すること。

## 2 - 6. 運転時間

本施設の運転時間は、5 時間/日を基本とし、受付時間（第 3 章 第 1 節 5. 受付時間参照）において速やかに受入れを可能とすること。

## 2 - 7. 手選別の作業及び必要人員

各ラインの手選別作業員数は、本要求水準書で定める純度・回収率・個別基準を維持する選別精度を安定して定常的に維持可能な人員数を確保すること。また作業者の労働負荷を考慮し下記の人数以上とすること。ただし、本市が認める場合はこの限りではない。

- ① ビン類・缶類手選別ライン : 5 人以上（手選別コンベヤ 1 台）
- ② ペットボトル手選別ライン : 2 人以上（手選別コンベヤ 1 台）
- ③ プラスチック製容器包装類手選別ライン : 12 人以上（手選別コンベヤ 4 台）
- ④ 燃やせないごみ手選別ライン : 6 人以上（手選別コンベヤ 1 台）
- ⑤ その他プラスチック類手選別ライン（燃やせないごみ手選別ラインと共用）
- ⑥ 前選別（貯留ヤード） : 6 人以上
- ⑦ 可燃物切替コンベヤ磁選機部分 : 1 人以上

各手選別ラインの稼働日は、搬入量に応じて異なるため手選別ラインに配置する人員計画についてはこれらに十分配慮すること。

## 3. 搬入廃棄物の性状測定

受注者は、本施設に搬入種別毎の廃棄物の性状（組成及び見掛け比重）及び不適物の割合について、定期的（年 4 回以上）に測定・管理を行い本市に報告すること。

## 4. 搬入搬出管理

- (1) 受注者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内において、搬入車両を案内・指示すること。
- (2) 受注者は、収集車及び一般持込車が本施設に搬入する廃棄物について、本市が定める搬入基準への適合状況を確認し、処理不適物の混入を防止すること。また、処理不適物を持ち込んだ搬入者に対しては、本市の監視員が分別指導を実施するので本市監視員に連絡、要請すること。なお、本市はプラットホームにごみ監視員として 2～3 人を配置する。
- (3) 受注者は、(2) の確認に際して段ボール箱に混載されたものについてその中身について特に留意すること。
- (4) 受注者は、(2) の確認に際して処理不適物が発見された場合、本市の指示に従い搬入者に処理不適物を返却すること。また、処理不適物毎に本市が別途指示する場所への搬入を指示すること。搬入者が退場した後に処理不適物を発見した場合は、本市に確認後、本市の指示に従うこと。
- (5) 受注者は、収集車及び一般持込車からの廃棄物の荷下ろし時に適切な指示を行うこと。
- (6) 受注者は、定期的にプラットホーム内で不適物検査を実施すること。

- (7) 受注者は、ごみの量（搬入・搬出の重量）に関するデータ整理を行い、本市に報告すること。
- (8) 受注者は、用役関係の搬入車両の管理として、用役類の車両の搬入計画及び車両の手配を行うこと。

## 5. 場内運搬

- (1) 受注者は、本施設内での廃棄物及び資源化物の運搬や積込みを行うこと。
- (2) 受注者は、本施設内での廃棄物及び資源化物の運搬時に、廃棄物及び資源化物を落下・飛散させないこと。
- (3) フォークリフト、ショベルローダ（以下「重機類」という。）は、受注者の負担で準備し、維持管理費（重量税、保険料、燃料、検査・点検・整備費用）は、受注者が負担すること。
- (4) その他、本業務に必要な重機類は、受注者の負担で準備し、維持管理費は、受注者が負担すること。

## 6. 前選別処理機能等

- (1) 受注者は、不燃性粗大ごみ受入貯留ヤードにおいて、搬入された不燃性粗大ごみから、再資源化対象物の取り出し及び再利用対象品、処理不適物等の選別を行うこと。再資源化対象物は、金属類等とし、本市が指示する。また、再利用対象品とは本施設の啓発施設で再生する自転車等である。
- (2) 受注者は、再資源化対象物の取り出し及び処理不適物等の選別後、本市が指定する場所に運搬すること。また、施設に搬入された小型家電、再利用対象品等についても、本市が指定する場所に運搬すること。
- (3) 受注者は、燃やせないごみ貯留ヤードにおいて、搬入された燃やせないごみの中から、処理不適物の選別（特に発火性のある不適物の選別）を行うこと。燃やせないごみラインには破袋機の後段に手選別コンベヤがあり不適物の選別除去を行うことが可能であるが、一次破碎物搬送コンベヤ部の炎検出器が年に数回程度作動し消火散水により消火をしている状況である。過去に本施設で火災が発生したこともあり、燃やせないごみ貯留ヤードでの前選別の実施は不可欠である。特に、リチウムイオン電池の混入が原因と推定される発火が4箇月に1回程度発生しているため、選別作業はリチウムイオン電池を確実に回収することが必要である。

## 7. 適正処理

- (1) 受注者は、搬入された廃棄物を、関係法令、公害防止条例等を遵守し、適切に処理すること。
- (2) 受注者は、本施設から排出される鉄類、アルミ類、可燃性残渣、不燃性残渣、ビン類、ペットボトル成形品、プラスチック製容器包装類成形品、その他プラスチック類成形品等が、添付資料8に示す純度・回収率・個別基準値を満たすように適切に処理すること。
- (3) 受注者は、本施設から排出される鉄類、アルミ類、可燃性残渣、不燃性残渣、ビン類、ペットボトル成形品、プラスチック製容器包装類成形品、その他プラスチック類成形品等について、定期的（年4回以上）に添付資料8に示す項目（純度・回収率・個別基準値）の測定を行い本市へ報告すること。
- (4) 鉄類、アルミ類、破碎可燃物、破碎不燃物、ビン類、ペットボトル成形品、プラスチック製容器包装類成形品、その他プラスチック類成形品等が上記の純度・回収率・個別基準を満たさない場合、受注者は上記の純度・回収率・個別基準を満たすよう以下の①か

ら⑥までの手続きを通して純度・回収率・個別基準を満たす運転状態への復帰を図る措置を講ずること。

①純度・回収率・個別基準を逸脱した原因と責任の究明、必要に応じて追加測定等の実施

②改善計画の提案

③改善作業への着手

④改善作業の完了確認

⑤通常運転の再開

⑥運転データの確認

(5) 可燃性残渣（成形品）に非鉄金属などの異物の混入が多く埋立処分している状況を考慮し、受注者は、可能な限り状況の改善に努めること。

## 8. 適正運転

受注者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止例等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

## 9. 搬出物の保管及び積込

(1) 受注者は、本施設から排出される鉄類、アルミ類、ビン類、ペットボトル成形品、プラスチック製容器包装類成形品、その他プラスチック類成形品、収集袋成形品、可燃性残渣（成形品）、処理不適物、可燃性残渣、不燃性残渣等（以下「搬出物等」という。）を適切に保管すること。

(2) 受注者は、本施設より排出される搬出物等を施設外へ搬出する搬出車両の誘導及び搬出車両への積込作業等を行うこと。

## 10. 搬出物の管理

(1) 受注者は、本施設から排出される搬出物等について計量し管理すること。

(2) 受注者は、廃棄物の搬出計画に基づき搬出車両の手配計画及び車両の手配を行うこと。なお、搬出車両の確保又は必要に応じての委託契約は本市が実施する。

## 11. 運転計画の作成

(1) 受注者は、施設の安全と安定稼働の観点から運転管理業務計画書を作成すること。

(2) 受注者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年次運転管理業務計画書を毎年度作成すること。

(3) 受注者は、自らが作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成すること。

(4) 作成した年間運転計画及び月間運転計画は、本市の承諾を得た上で実施すること。

(5) 受注者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、本市と協議の上、計画を変更し、本市の承諾を得なければならない。

(6) 全設備の停止は、共通部分の定期点検等、やむを得ない場合以外行わないこと。また、定期点検及び補修の期間短縮化を図ること。

## 1 2. 運転マニュアルの作成

- (1) 受注者は、本施設の運転操作に関して、運転管理上の目安として管理値を設定するとともに、操作手順、方法等を記載した運転マニュアルを作成し、提出すること。作成した運転マニュアルについて、本市の承諾を得ること。
- (2) 受注者は、作成した運転マニュアルに基づき運転を実施すること。
- (3) 受注者は、本施設の運転計画や運転状況等に応じて、策定した運転マニュアルを随時改善すること。なお、運転マニュアルを変更する場合は、本市の承諾を得ること。

## 1 3. 運転管理記録の作成

受注者は、デジタル化した基礎データを収集し、そのデータに基づき、以下の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等の帳票を作成すること。なお、記録の内容については、本市の指示に従うこと。

- ① 運転データ（処理量・稼働時間・機器故障履歴 等）
- ② 廃棄物の搬入量（ごみ種類ごとに管理）
- ③ 廃棄物・資源化物の搬出量
- ④ 用役データ（電気・水道・燃料・薬品・副資材・消耗品 等）
- ⑤ 点検・検査、補修・機器更新内容等

## 第3節 維持管理業務

### 1. 本施設の維持管理業務

受注者は、本要求水準書、関係法令、公害防止条例等を遵守し、本施設を適切に運転し、本施設の基本性能を十分に発揮し、搬入された廃棄物を、安定的かつ適正に処理するように、維持管理業務を実施すること。また、受注者は、施設の状態を調査・確認し、本業務委託期間中に自らの判断と責任において工事等を実施し、本業務委託期間にわたって本施設の性能を満たすことができるように維持管理業務を実施すること。なお、施設の処理能力としては、年間 19,600 t/年（245 日稼働）処理できる機能を本業務委託期間中維持すること。

### 2. 備品・什器・物品・用役・消耗品の調達

- (1) 受注者は、経済性を配慮した備品・什器・物品・用役・消耗品の調達計画を作成し、本市に提出すること。また、受注者は、施設の安定運転の観点から、機器の故障が原因による長期運転停止とならないよう予備品の調達も計画し、本市に提出すること。
- (2) 本業務委託期間中、受注者は以下の消耗品を必要数量調達するものとし、常時一定数量以上在庫を確保すること。
  - ① 日常点検で交換を行うプラント機器消耗品、潤滑油脂及び工場棟内建築設備消耗品
  - ② 保護具
  - ③ 工具・工具の消耗材
  - ④ 計測器・計測器の消耗品
  - ⑤ 什器、備品、事務用品
  - ⑥ 中央操作室消耗品
- (3) 予備品は、維持管理業務を行う上で、受注者が必要と判断するものを調達する。
- (4) 備品、什器、事務用品は、本業務を行う上で、受注者が必要と判断するものを調達する。

### 3. 備品・什器・物品・用役・消耗品の管理

- (1) 受注者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役資材・消耗品を、常に安全に保管すること。
- (2) 受注者は、必要の際に支障なく使用できるように適切に管理すること。
- (3) 場内の予備品を使用したときは、受注者は本市にその旨を報告する。
- (4) 業務委託期間終了時において、業務委託開始時に現存した予備品・消耗品と同様の品目、数量を本市に引き渡すものとする。

### 4. 点検・検査計画の作成

- (1) 受注者は、点検及び検査を、施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように、点検・検査計画を策定すること。
- (2) 受注者は、点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、予備品・消耗品の交換、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度及び本業務委託期間の全体を通じたもの）を作成し本市に提出すること。

点検・検査計画書の対象に重機類も含むこと。

- (3) 受注者は、点検・検査計画を本市に提出し承諾を得ること。
- (4) 受注者は、本施設の基本性能の維持を考慮し全ての点検・検査計画を計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うよう計画すること。
- (5) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に規定される精密機能検査を3年に1回、第三者機関に委託して行うものとする。精密機能検査の開始は令和10年度とする。

## 5. 点検・検査の実施

- (1) 受注者は、点検・検査を、点検・検査計画に基づき実施すること。
- (2) 排風機等の高速回転を行う機器については、機器の振動を点検の評価項目とする。定期的に振動測定を行い振動の有無を確認し、その記録を残すこと。
- (3) 破砕機等の破砕刃については、刃先磨耗測定を定期的に行い記録、管理すること。また、磨耗度を数値化し適切な補修計画を行うこと。
- (4) 各モーター等の動力機器については、機器の絶縁を点検の評価項目とする。定期的に絶縁測定し、適正值以下であることを確認し、その記録を残すこと。
- (5) 受注者は、施設内機器、盤類について目視点検や機器による測定に加え、サーモカメラを活用し温度変化を測定し保守点検の評価項目とすること。
- (6) 日常点検で異常が発見された場合や事故が発生した場合等は、受注者は臨時点検を実施すること。また、異常発見箇所及び事故発生箇所の類似箇所についても、臨時点検を実施すること。
- (7) 点検・検査に係る記録は適切に管理し保管すること。保管する期間は法令等で定められた期間又は本市との協議による期間とする。
- (8) 点検・検査実施後は、速やかに点検・検査結果報告書を作成し本市に提出すること。
- (9) 点検・検査の実施頻度については、故障を未然に防止するため、設備又は機器毎に適切頻度を計画すること。
- (10) 法定点検の費用は全て受注者負担とし、申請書は本市名義とする。

## 6. 補修計画の作成

- (1) 受注者は、本業務委託期間を通じた補修計画を作成し、本市に提出すること。作成した補修計画について、本市の承諾を得ること。作成に当たっては、本施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を念頭におくこと。
- (2) 本業務委託期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本市に提出すること。更新した補修計画については、本市の承諾を得ること。
- (3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、本市に提出すること。また、作成した各年度の補修計画は本市の承諾を得ること。
- (4) 受注者が計画すべき補修の範囲は、「表 3-2 補修の範囲（参考）」のとおりである。
- (5) 受注者は、基本性能の維持に関する潜在的リスクを抽出した上でリスクアセスメントを実施し、緊急度・重要度により実施順序を前述の補修計画に盛り込むこと。

## 7. 補修の実施

- (1) 受注者は、点検・検査結果に基づき、施設の性能を維持するために、補修を行うこと。
- (2) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し保管すること。保管する期間は、法令等で定められた期間又は本市との協議による期間とする。
- (3) 受注者が行うべき補修の範囲は、「表 3-2 補修の範囲（参考）」のとおりである。

表 3-2 補修の範囲（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検・検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）。 ・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）。 設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。 日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
事後保全	緊急事故保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。 突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理	
	通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。 故障の修理、調整	

※ 表中の業務は、機械設備、電気設備、土木・建築設備のいずれにも該当する。

## 8. 施設の保全

- (1) 受注者は、土木・建築設備（外構施設を含む。）の主要構造部、一般構造部、意匠及び仕上げ、建築電気設備、建築機械設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。
- (2) 施設の保全に係る計画については、調達計画、点検・検査計画、補修計画、維持管理計画に含めること。

## 9. 機器更新

- (1) 受注者は、本業務委託期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した本業務委託期間にわたる維持管理計画を作成し、本市に提出すること。作成した維持管理計画について、本市の承諾を得ること。
- (2) 受注者は、本業務委託期間中に本市が最新の維持管理計画の作成を求める場合は、最新の維持管理計画を作成し、本市に提出すること。作成した維持管理計画について本市の承諾を得ること。
- (3) 受注者は、維持管理計画の対象となる機器について、維持管理計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、受注者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。

## 10. 改良保全

- (1) 受注者は、新技術の採用等により装置機器の改良保全を実施する場合、改良保全に関

- する計画を本市に提案すること。
- (2) 提案内容に関しては、財産処分を含め、本市において判断し、承諾する。
  - (3) 新技術の採用等により得失が生じる場合、新技術に必要な費用、委託費の変更等の費用は本市と受注者で協議する。
  - (4) 施設の長寿命化計画策定、基幹改良工事等の内容検討の際、受注者は本市に協力すること。

## 第4節 環境管理業務

### 1. 本施設の環境管理業務

受注者は、本要求水準書、関係法令、公害防止条例等を遵守し、本施設の基本性能を十分に発揮し、適切な環境管理業務を実施すること。

### 2. 環境保全基準

- (1) 受注者は、本要求水準書、公害防止条例、環境保全関係法令を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 受注者は、運転に当たり設定した環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により環境保全基準を設定・変更する場合は、本市と協議し、本市の承諾を得ること。なお、変更に係る追加的な費用が発生した場合は本市が負担し、受注者が実施する。

### 3. 環境保全計画

- (1) 受注者は、本業務委託期間中、本施設からの騒音、振動、悪臭、粉じん等により周辺環境に影響を及ぼすことがないように、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、本市の承諾を得ること。なお、測定項目及び頻度（1回/年）は、「添付資料 7 環境基準」に示す内容を含むこととし、騒音、振動については敷地境界線上で3箇所と、悪臭については1箇所以上とする。
- (2) 受注者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 受注者は、環境保全基準の遵守状況について本市に報告すること。

### 4. 作業環境保全基準

- (1) 受注者は、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定めること。
- (2) 受注者は、運転に当たり、作業環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により、作業環境保全基準を設定・変更する場合は、本市と協議し、本市の承諾を得ること。なお、変更に係る追加的な費用が発生した場合は本市が負担し、受注者が実施する。

### 5. 作業環境保全計画

- (1) 受注者は、本業務委託期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 受注者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 受注者は、作業環境保全基準の遵守状況について本市に報告すること。

## 第5節 情報管理業務

### 1. 本施設の情報管理業務

受注者は、本要求水準書、関係法令、公害防止条例等を遵守し、適切な情報管理業務を実施すること。

### 2. 運転管理記録報告

- (1) 受注者は、運転計画（第3章 第2節 11. 参照）を作成し、本市に提出すること。
- (2) 受注者は、本施設へのごみ種類別搬入量・搬出量、運転データ、用役データ、運転日誌の内容等を記載した日報、月報、年報等の運転管理に関する報告書を作成し、本市に提出すること。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの引渡方法を含む。）については、本市と協議の上、決定すること。
- (4) 運転記録に関するデータを保管すること。保管する期間は法令等で定める期間又は本市との協議による期間とする。

### 3. 調達結果報告

- (1) 受注者は、調達計画（第3章 第3節 2. 参照）を作成し、本市に提出すること。
- (2) 受注者は、調達結果を記載した調達報告書を作成し、本市に提出すること。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの引渡方法を含む。）については、本市と協議の上、決定すること。
- (4) 調達に関するデータを保管すること。保管する期間は法令等で定める期間又は本市との協議による期間とする。

### 4. 点検・検査報告

- (1) 受注者は、点検・検査計画（第3章 第3節 4. 参照、第3章 第3節 8. 参照）を作成し、本市に提出すること。
- (2) 受注者は、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、本市に提出すること。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの引渡方法を含む。）については、本市と協議の上、決定すること。
- (4) 点検・検査に関するデータを保管すること。保管する期間は法令等で定める期間又は本市との協議による期間とする。

### 5. 補修・更新等報告

- (1) 受注者は、補修計画（第3章 第3節 6. 参照、第3章 第3節 8. 参照）、維持管理計画（第3章 第3節 9. 参照、第3章 第3節 8. 参照）を作成し、本市に提出すること。
- (2) 受注者は、補修結果を記載した補修結果報告書、更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、本市に提出すること。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの引渡方法を含む。）については、本市と協議の上、決定すること。
- (4) 補修、更新等に関するデータを保管すること。保管する期間は法令等で定める期間又は本市との協議による期間とすること。

### 6. 環境保全報告

- (1) 受注者は、環境保全計画（第3章 第4節 3. 参照）を作成し、本市に提出すること。
- (2) 受注者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を

作成し、本市に提出すること。

- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの引渡方法を含む。）については、本市と協議の上、決定すること。
- (4) 環境保全に関するデータを保管すること。保管する期間は法令等で定める期間又は本市との協議による期間とする。

## 7. 作業環境保全報告

- (1) 受注者は、作業環境保全計画（第3章第4節5.参照）を作成し、本市に提出すること。
- (2) 受注者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、本市に提出すること。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの引渡方法を含む。）については、本市と協議の上、決定すること。
- (4) 作業環境管理に関するデータを保管すること。保管する期間は法令等で定める期間又は本市との協議による期間とする。

## 8. 施設情報管理

- (1) 受注者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を本業務委託期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 受注者は、補修、機器更新等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更し、本市の承諾を得ること。
- (3) 本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については本市と協議の上決定すること。

## 9. その他管理記録報告

- (1) 受注者は、本施設の設備により管理記録可能な項目又は受注者が自主的に管理記録する項目で、本市が要望するその他の管理記録について、その管理記録報告書を作成すること。
- (2) 報告書の詳細な内容については本市と協議の上、決定すること。
- (3) 本市が要望する管理記録について保管すること。保管する期間は本市との協議による期間とする。

## 10. 本施設の運転状況に関する情報の公表

- (1) 受注者は、本施設の運転状況に関する情報について、本市が公表できるように情報提供すること。公表方法及び内容については、本市の指示に従うこと。

## 第6節 関連業務

### 1. 関連業務

受注者は、本要求水準書、関係法令、公害防止条例等を遵守し、適切な関連業務を実施すること。

### 2. 清掃

- (1) 受注者は、受注者が管理する施設内を常に清掃し清潔に保つこと。
- (2) 清掃計画には、日常清掃のほか、定期清掃（業務管理区域内(年1回)、屋根樋の清掃(年1回)、エアコンクリーニング(年1回)）を含むこと。
- (3) 受注者は、本施設周辺のボランティア清掃を実施すること。

### 3. 防火管理

- (1) 受注者は消防法等関係法令に基づき、本施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を本市と協議の上、整備すること。なお、本施設の防火管理者は本市の業務範囲とする。
- (2) 防火管理は周南市「消防計画書」に準拠し実施すること。
- (3) 受注者は、1年に1回の頻度で本市及び周南市西消防署と連携して避難訓練を実施すること。
- (4) 受注者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、本市と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (5) 受注者は、発火の可能性が高い破砕機直近の下流側以外（受入貯留ピット、受入貯留ヤードや破砕機直近以降のコンベヤ、貯留バンカ、貯留ヤード等）の場所についても目視点検等やカメラによる監視等を行い、発火源の早期発見に努めること。

### 4. 保安

- (1) 受注者は、本施設の保安体制については、本市と協議の上整備すること。
- (2) 受注者は、本施設内への廃棄物の不法投棄が行われないように、適切に監視すること。なお、不法投棄があった場合は、本市に報告し本市の指示に従うこと。
- (3) 受注者は、本施設の機械警備（火災（建物全域）・不法侵入（建物全域））を行うこと。

### 5. 近隣住民対応

- (1) 受注者は、常に適切な管理運転を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解協力を得ることに努めること。
- (2) 本施設の運転に関して、住民等から意見等を得た場合は、適切な初期対応を行い、速やかに本市に報告すること。

### 6. 保険

本市は、本施設の火災保険として、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入している。受注者は、本業務委託期間中、少なくとも以下の保険に加入するとともに、本業務を適切に実施する上で必要と判断する保険に加入すること。

また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、本市の承諾を得ること。

(1) 第三者損害賠償保険

付保対象：本業務に伴い第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する  
場合に被る損害

付保期間：本業務委託期間

保険金額：対人：1人3億円以上、対物：1事故最大3億円以上その他：本市を追  
加被保険者とする保険契約とすること

(2) 自動車保険（フォークリフト、ショベルローダー及びその他本業務に必要な重機類）

付保対象：人身事故、物損事故による損害について負担する場合に被る損害

保険金額：対人：1人につき無制限、対物：1千万円以上

(3) 火災保険

付保対象：建物総合損害共済で補償されない工作物（プラント機械等）の経年減価額  
部分

保険金額：提案による。

7. 凍結降雪時の搬入路の対応

本施設内の搬入路（ランプウェイ含む）の凍結防止対策、降雪時の除雪作業等の対応  
を行うこと。

以上

(運転条件・主要設備)

1. 計画ごみ組成(本施設建設工事発注仕様書に示される本施設の設計・施工条件)

種 類	ごみ組成	割合 (%)	見掛比重 (t/m <sup>3</sup> )
ビン類・缶類	無色びん(白びん)	13.8%	(ビン類) 0.3
	茶色びん	15.8%	
	その他びん	6.3%	
	(スチール缶) 0.08	生きびん	2.3%
		スチール缶	27.9%
		アルミ缶	22.4%
		ガラス・陶磁器類	4.1%
		その他プラ類	4.8%
		ちゅう芥類	0.5%
		紙類	0.5%
	(アルミ缶) 0.03	ごみ袋(その他プラ類)	1.6%
小 計		100.0%	
ペットボトル	ペットボトル	90.1%	0.025
	その他プラ類	4.1%	
	ちゅう芥類	0.4%	
	紙類	0.4%	
	ごみ袋(その他プラ類)	5.0%	
小 計	100.0%		
プラスチック製 容器包装類	その他プラ製容器包装	84.4%	0.02
	缶スチール	2.0%	
	缶アルミ	0.5%	
	びん類	1.7%	
	ペットボトル	0.9%	
	その他プラ類	3.4%	
	ちゅう芥類	1.3%	
	紙類	1.2%	
	布類	1.1%	
	ごみ袋(その他プラ類)	3.5%	
小 計	100.0%		
その他 プラスチック類	その他プラ(硬)	67.3%	0.05
	その他プラ(軟)	16.8%	
	缶スチール	1.9%	
	缶アルミ	0.5%	
	びん類	1.7%	
	ペットボトル	0.9%	
	プラ容器包装	3.5%	
	ちゅう芥類	1.3%	
	紙類	1.3%	
	布類	1.2%	
	ごみ袋(その他プラ類)	3.6%	
小 計	100.0%		
燃やせないごみ	スチール類	41.7%	0.10
	アルミ類	3.4%	
	ガラス陶器類	0.9%	
	皮革類	6.7%	
	缶スチール	2.9%	
	缶アルミ	0.7%	
	びん類	0.2%	
	ペットボトル	0.9%	
	プラ容器包装	14.8%	
	その他プラ(硬)	18.9%	
	その他プラ(軟)	4.7%	
	ちゅう芥類	1.1%	
	紙類	1.3%	
	布類	0.9%	
ごみ袋(その他プラ類)	0.9%		
小 計	100.0%		
不燃性粗大ごみ	スチール類	40.3%	0.10
	アルミ類	2.8%	
	その他ガラス・陶磁器類	0.6%	
	その他プラ(硬)	56.3%	
	その他	-	
小 計	100.0%		
可燃性粗大ごみ	可燃性粗大	100.0%	0.10
	鉄類等	< 0.1%	
	その他	-	
小 計	100.0%		

2. 運転時間

- (1)施設の運転は、一日5時間を原則とする。
- (2)ごみの搬入時間は、原則として8時30分から15時30分とする。

3. 主要設備

1)リサイクルプラザ

(1/2)

設備名称	機器名称	台数	概略仕様	電動機 (kW)	メーカー名
受入供給設備	ごみ計量機	2基	(入口)(出口) 30t、3m×10m	—	鎌長製衡機
	ダンピングボックス	2基	有効8m3、W2.5m×L3.6m×H1.2m、電動シリンダ	3.7	鎌長製衡機
	プラスチック製容器包装類ごみクレーン	1基	ハケット内容量13m <sup>3</sup> 、開閉:22kW、巻上:45kW、横行:1.5kW、走行:2.2kW	70.7	株式会社満電機産業
	その他プラスチック類ごみクレーン	1基	ハケット内容量8m <sup>3</sup> 、開閉:11kW、巻上:30kW、横行:1.5kW、走行:2.2kW	44.7	株式会社満電機産業
	ビン類・缶類受入供給コンベヤ	1基	EPロン有効幅0.8m×22m、搬送速度:1~10m/min	15	不二サツ機
	ペットボトル受入供給コンベヤ	1基	EPロン有効幅0.6m×20m、搬送速度:1.2~12m/min	7.5	不二サツ機
	プラスチック製容器包装類受入供給コンベヤ	2基	EPロン有効幅1.2m×22m、搬送速度:1.2~12m/min	11	不二サツ機
	燃やせないごみ等受入供給コンベヤ	1基	EPロン有効幅1.5m×34m、搬送速度:1.2~12m/min	22	不二サツ機
	不燃性粗大ごみ等受入供給コンベヤ	1基	EPロン有効幅1.5m×15m、搬送速度:1.2~12m/min	11	不二サツ機
	受入・貯留ヤード	6式	(ビン類・缶類)(ペットボトル)(燃やせないごみ)(残渣)(不燃性粗大ごみ)(可燃性粗大ごみ)	—	—
	プラスチック製容器包装類ごみピット	1式	容積:2000m <sup>3</sup>	—	—
	その他プラスチック類ごみピット	1式	容積:690m <sup>3</sup>	—	—
	ごみピット投入扉	2基	観音開閉式、W3m×H5m、自動開閉(光電感)	5.5	オカ装置工業機
	出入口扉	2基	電動横引式、材質:SUS、W4m×H4m、自動開閉(光電感)	0.4	オカ装置工業機
	同上用エアーカーテン	2基	風量1.7m <sup>3</sup> /sec、風速13m/sec	3.7	—
破碎・破袋設備	ビン類・缶類破砕機	1基	コンベヤ速度:45~30m/min 羽車速度:33~10m/min、5.5+1.5	6	大坂エヌ・イー・ディー・マシンリー機
	ペットボトル破砕機	1基	コンベヤ速度:45~30m/min	3.7	大坂エヌ・イー・ディー・マシンリー機
	プラスチック製容器包装類破砕機	2基	一軸揺動式、刃数:14列	11	大坂エヌ・イー・ディー・マシンリー機
	燃やせないごみ等破砕機	1基	一軸揺動式、刃数:13列	11	大坂エヌ・イー・ディー・マシンリー機
	一次破砕機	1基	二軸式低速回転破砕機、75+55kW	130	因島機械機
	二次破砕機	1基	堅型、ロー径φ1220、抵抗器、6600V	190	株式会社クボタ
	ガラス破砕機	1基	衝撃回転式	7.5	鎌長製衡機
	防塵用送風機	1基	風量50m <sup>3</sup> /min	3.7	テラル機
	破砕機保全用ホイス	1基	吊り荷重 2.8t	3.4	象印チンプロック機
	搬送設備	アルミ缶搬送コンベヤ	1基	有効幅0.35m×機長13m	1.5
残渣搬送コンベヤ		1基	棧付ベルト、有効幅0.49m×機長8.8m	2.2	日工機
燃やせないごみ等搬送コンベヤ(1)		1基	有効幅0.8m×機長22m	3.7	日工機
燃やせないごみ等搬送コンベヤ(2)		1基	有効幅0.8m×機長17.5m	3.7	日工機
一次破砕物搬送コンベヤ		1基	EPロン有効幅1.2m×16m、搬送速度:1.5~15m/min	11	不二サツ機
二次破砕物搬送コンベヤ		1基	フレックス、有効幅0.64m×機長24m	5.5	不二サツ機
破砕物選別搬送コンベヤ		1基	有効幅0.62m×機長6.2m	1.5	日工機
可燃物切替コンベヤ		1基	有効幅0.62m×機長14.4m、マグネットブリー付	2.2	日工機
鉄類搬送コンベヤ(1)		1基	有効幅0.35m×機長11m	0.75	日工機
鉄類搬送コンベヤ(2)		1基	有効幅0.35m×機長14.5m	1.5	日工機
鉄類切替コンベヤ		1基	有効幅0.35m×機長4.8m	0.75	日工機
アルミ類搬送コンベヤ(1)		1基	有効幅0.35m×機長10.2m	0.4	日工機
アルミ類搬送コンベヤ(2)		1基	有効幅0.35m×機長6.2m	0.4	日工機
不燃物搬送コンベヤ(1)		1基	有効幅0.35m×機長5.2m	0.75	日工機
不燃物搬送コンベヤ(2)		1基	有効幅0.35m×機長12.7m	1.5	日工機
異物搬送コンベヤ(1)		1基	有効幅0.45m×機長27.5m	2.2	日工機
異物搬送コンベヤ(2)		1基	有効幅0.45m×機長10.6m	0.75	日工機
異物搬送コンベヤ(3)		1基	有効幅0.45m×機長13.1m	1.5	日工機
袋搬送コンベヤ(1)		1基	有効幅0.59m×機長6.1m	0.75	日工機
袋搬送コンベヤ(2)		1基	有効幅0.59m×機長6.8m	0.75	日工機
袋搬送コンベヤ(3)		1基	有効幅0.59m×機長22.4m	1.5	日工機
袋搬送コンベヤ(4)		1基	有効幅0.59m×機長17.8m	1.5	日工機
袋搬送コンベヤ(5)		1基	有効幅0.8m×機長9.5m	1.5	日工機
不燃物残渣搬送コンベヤ		1基	有効幅0.35m×機長6.6m	1.5	日工機
ペットボトル搬送コンベヤ		1基	有効幅0.45m×機長14.1m	1.5	日工機
プラスチック製容器包装類搬送コンベヤ		2基	有効幅0.74m×機長10.9m	2.2	日工機
切替シュート(1)		1台	電動シリンダ、0.8m×1.3m×1.7m	0.6	(有)興永機工
切替シュート(2)		1台	電動シリンダ、1.0m×0.8m×1.5m	0.3	(有)興永機工
非常用切替シュート		1台	電動シリンダ、0.8m×1.0m×1.7m	0.3	(有)興永機工
ハイスシュート		1台	電動シリンダ、0.6m×1.4m	0.3	(有)興永機工

(2/2)

設備名称	機器名称	台数	概略仕様	電動機 (kW)	メーカー名
選別設備	ビン類・缶類手選別コンベヤ	1基	有効幅1.07m×機長17.4m	1.5	日工機
	ペットボトル手選別コンベヤ	1基	有効幅0.67m×機長9.7m	1.5	日工機
	プラスチック製容器包装類手選別コンベヤ	4基	有効幅0.87m×機長10.9m	1.5	日工機
	燃やせないごみ等手選別コンベヤ	1基	有効幅1.2m×機長14m	1.5	日工機
	ビン類・缶類磁力選別機	1基	吊下げ式磁選機、ヘル幅=0.9×5.6m、1.5+4.5kW	6	日本マグネティックス機
	プラ製容器包装類磁力選別機	4基	マグネットロー式、φ0.315×1.05m、1000ガウス	—	日本マグネティックス機
	不燃性粗大ごみ等磁力選別機	1基	吊下げ式磁選機、ヘル幅=0.7×5.3m、1.5+2.5kW、SUSカバー付	4	日本マグネティックス機
	ビン類・缶類アルミ選別機	1基	永磁回転式、ヘル幅=0.9×4.4m、1.5+5.5kW	7	日本マグネティックス機
	不燃性粗大ごみ等アルミ選別機	1基	永磁回転式、ヘル幅=0.75×4.5mL、1.5+3.7kW	5.2	日本マグネティックス機
	不燃物可燃物選別装置	1基	φ1.6m×4.5mL、2段式トロンル	7.5	不二サツ機
	ふるい選別機	1基	ハランス振動式、0.6W×1.15m、1.0kW×2	2	株式会社東電機エンジニアリング
	ガラス・陶器類風力選別機	1基	本体寸法:0.5mW×1.6L×1.2mH 風量:30m <sup>3</sup> /min	3.7	不二サツ機
	鉄類風力選別機	1基	本体寸法:2.2mW×3.4L×2.8mH (風量:30m <sup>3</sup> /min)	—	不二サツ機
	アルミ類風力選別機	1基	本体寸法:0.9mW×2.2L×1.7mH (風量:50m <sup>3</sup> /min)	—	不二サツ機
	風力選別機用送風機	1基	鉄類・アルミ類風力選別機用 風量:80m <sup>3</sup> /min	5.5	テラル機
再生設備	缶類圧縮機	1基	油圧二方締、使用圧力:20.6MPa 油吐出量:360L/min、55+2.1	57.1	因島機械機
	ペットボトル圧縮梱包機	1基	油圧縦型一方締式、約幅1.8m×長さ3.1m×高さ3.3m、11+0.4+0.1+1.0kW	12.5	油研工業機
	プラスチック製容器包装類圧縮梱包機	2基	油圧横型一方締式、約幅6.2m×長さ9.6m×高さ4.4m、37+1.5+0.4kW	38.9	鎌長製機
	その他プラスチック類圧縮梱包機	1基	油圧横型一方締式、約幅6.2m×長さ9.6m×高さ4.4m、55+3.7+1.5kW	60.2	鎌長製機
	可燃物圧縮梱包機	1基	油圧横型一方締式、約幅6.2m×長さ9.6m×高さ4.4m、45+3.7+1.5kW	50.2	鎌長製機
	収集袋圧縮梱包機	1基	油圧横型一方締式、約幅0.9m×長さ6.4m×高さ3.5m、30+1.5+0.4kW	31.9	鎌長製機
	成形品ホスト	2基	吊り荷重 1.0t、1.7+0.4kW	2.1	象印チェーンブロック機
	不燃物類貯留ハンカ(1)	1基	容量:15m <sup>3</sup> 以上、寸法:幅2.35×長さ3.3×高さ2.8m、電動シリンダ1.5*2	3	不二サツ機
	不燃物類貯留ハンカ(2)	1基	容量:15m <sup>3</sup> 以上、寸法:幅2.35×長さ3.3×高さ2.8m、電動シリンダ2.2*2	4.4	不二サツ機
	可燃物類貯留ハンカ(1)(2)	2基	容量:8m <sup>3</sup> 以上、寸法:幅2.2×長さ2.5×高さ3.1m、電動シリンダ1.5*2	3	不二サツ機
アルミ類貯留ハンカ	1基	容量:20m <sup>3</sup> 以上、寸法:幅3.0×長さ3.3×高さ3.2m、電動シリンダ1.5*2	3	不二サツ機	
鉄類貯留ハンカ(1)(2)	2基	容量:20m <sup>3</sup> 以上、寸法:幅3.0×長さ3.3×高さ3.2m、電動シリンダ2.2*2	4.4	不二サツ機	
集じん・脱臭設備	サイクロン(1)	1基	風量:600m <sup>3</sup> /min、φ2.4m×11mH	—	機テュル
	サイクロン(2)(3)	2基	風量:660m <sup>3</sup> /min、φ2.5m×11mH	—	機テュル
	集じん機(1)(2)	2基	風量:600m <sup>3</sup> /min、ろ過面積:308m <sup>2</sup>	—	機テュル
	排風機(1)(2)	2基	ターボファン、風量:600m <sup>3</sup> /min、75+0.4kW	75.4	テラル機
	排風機(3)	1基	ターボファン、風量:660m <sup>3</sup> /min、75+0.4kW	75.4	テラル機
	脱臭装置	1基	活性炭吸着、風量:660m <sup>3</sup> /min	—	機テュル
	ガラス破砕機用集じん捕集装置	1基	風量:30m <sup>3</sup> /min、ハッパタンク式	—	機テュル
	薬剤噴霧装置	1基	吐出量:17ℓ/min、ノズル数:約20箇所	1.1	機テュル
雑設備	雑用空気圧縮機	2基	スクルー式、1.350L/min、圧力=0.83MPa、227Lタンク付	11	機神戸製鋼所
	マシンハッチ用ホスト	2基	吊り荷重 1.0t、1.7(巻き)+0.4(横)	2.1	象印チェーンブロック機
排水処理設備	沈砂槽・油分離槽他各種槽	1式	—	—	スコー機
	流量調整ブロワ	2台	25mm×0.21m <sup>3</sup> /min、予備1基含む	0.75	機アレット
	ばっ気槽ブロワ	2台	40mm×0.92m <sup>3</sup> /min、予備1基含む	1.5	機アレット
	空洗ブロワ	1台	20mm×0.063m <sup>3</sup> /min	0.4	機アレット
	原水ポンプ	2台	50mm×0.118m <sup>3</sup> /min	0.4	機鶴見製作所
	汚泥供給ポンプ	1台	50mm×0.1m <sup>3</sup> /min	0.4	機鶴見製作所
	ろ過ポンプ	2台	50mm×0.012m <sup>3</sup> /min、予備1基含む	0.4	機鶴見製作所
	逆洗ポンプ	2台	50mm×0.12m <sup>3</sup> /min、予備1基含む	1.5	機鶴見製作所
	混和槽攪拌機	1台	堅型急速攪拌機、360rpm	0.2	機トーケミ
	凝集槽攪拌機	1台	堅型緩速攪拌機、30rpm	0.2	機トーケミ
	PAC注入ポンプ	1台	1.3cc/min×25W	0.025	機トーケミ
	苛性ソーダ注入ポンプ	1台	0.84cc/min×25W	0.025	機トーケミ
	凝集助剤ポンプ	1台	ダイヤフラムポンプ、7.7cc/min	0.2	機トーケミ
	脱水助剤ポンプ(アニオン)	1台	ダイヤフラムポンプ、365cc/min	0.2	機トーケミ
	脱水助剤ポンプ(カチオン)	1台	ダイヤフラムポンプ、365cc/min	0.2	機トーケミ
砂ろ過塔	1基	圧力式下向流式	—	アムス機	
活性炭塔	1基	圧力式下向流式	—	アムス機	
汚泥脱水機	1基	多重板型スクリーブレス	—	機鶴見製作所	
電気計装設備	高圧受変電設備	1式	—	—	星電気工業機
	動力制御盤・現場操作盤	1式	—	—	機鶴見電機機
	中央監視制御設備	1式	—	—	機鶴見電機機
	ITV設備	1式	—	—	機ジャパン・イメージ&ネットワーク機

#### 4. 各処理ライン運転時間

下記に示す処理時間は、本施設建設工事発注仕様書に示される本施設の設計・施工条件であり、受注者が運転業務を行うに当たって処理時間を拘束するものではない。受注者はごみの搬入量に応じて自らの責任において計画すること。なお、ペットボトル処理ライン、プラスチック製容器包装類処理ラインの処理時間は1日5時間で計画し、設計施工されるものとする。

(処理時間)

1日5時間のうち時間を区切り2種類以上のごみを処理している処理ラインを「時差処理ライン」とする。時差処理ラインでは、設定した時間内での1日分の処理を行うものとする。時差処理ラインにおける各ごみの処理時間の設定は以下とすること。

##### (1) ビン類・缶类等処理ライン

① ビン類・缶類 : 4.5 時間

##### (2) 燃やせないごみ等処理ライン

① 燃やせないごみ : 2.9 時間

② その他プラスチック類 : 1.9 時間

##### (3) 不燃性粗大ごみ等処理ライン

① 燃やせないごみ : 2.9 時間

② 不燃性粗大ごみ・異物 : 4.5 時間

③ 可燃性粗大ごみ : 0.3 時間

#### 5. その他プラスチック類の処理について

その他プラスチック類の処理については、燃やせないごみ等処理ラインに当該ごみを投入し、手選別コンベヤで手選別（異物除去）を行った後に不燃性粗大ごみ等処理ラインにて処理を行うこと。なお、本施設建設工事発注仕様書に示される本施設の設計・施工条件は、燃やせないごみ等処理ラインに当該ごみを投入し、手選別コンベヤで手選別（異物除去）を行った後にその他プラスチック類専用の圧縮梱包機で処理を行うものであるが、その他プラスチック成形品の引き取り先の条件により金属類の混入率を下げる必要があるため処理フローを変更している。

# 業務区分表

業務区分	業務内容	業務詳細	所 掌		備 考
			運転管理 受注者	運転管理 発注者(本市)	
(1)受付管理	・搬入ごみの料金徴収	・一般持込現金授受	○		指定金融機関へ振込
	・搬入ごみの計量	・車両の追加登録	○		
		・搬入ごみの計量	○		
		・受入廃棄物の重量の計測とデータ整理	○		
	・搬入車両の誘導	・搬入車両の誘導、投入指示	○		
		・一般持込車両の誘導	○		
・一般持込車両からの荷降ろし		持込者			
(2)運転管理	・搬入ごみの受入検査	・搬入ごみの受入検査(危険物、異物)	○	○	発注者は市民への指導のみ
	・ごみの量、ごみ質の把握	・搬出入の重量に関するデータ整理、ごみ組成分析	○		ごみ組成分析は4回/年程度
	・ごみの搬入計画	・廃棄物受け入れの年次計画の策定		○	
	・用役等、施設関係の搬入車両の管理	・用役類の車両の手配、車両の搬入日計画	○		
	・廃棄物の搬出計画	・廃棄物積み出し車両の手配計画	○		
	・廃棄物の搬出車両手配	・廃棄物積み出し車両の手配・搬出	○	○	契約は発注者が実施
	・運転管理計画(種類別ごみ処理量、搬出量)	・運転管理計画(種類別ごみ処理量、搬出量)	○		
	・運転管理(安全適正処理の管理)	・運転管理(安全適正処理の管理)	○		
	・運転操作(ごみの処理)	・プラント施設運転(運転操作・監視・手選別)	○		
		・処理実績管理(生産性管理、用役類使用量等)	○		
		・処理不適物の処理	○選別	○運搬,処理,処分	
		・施設運転(処理計画に基づく施設運転)	○		
	・施設管理記録の整備		○		
	・運転管理基準の整備	・運転管理マニュアルの整備	○		
	・処理物の搬出	・搬出車両の誘導	○		
	・資源物の搬出	・搬出車両への積込	○		
・搬出物の重量の計測とデータ整理		○			
・資源物の売却先の選定	・資源物の売却先の選定		○		
・災害発生時の協力	・災害ごみの受入、廃棄物処理体制の維持	○	○		
(3)維持管理	・物品管理,用役管理(消耗品含む)	・運転用副資材(梱包資材、薬剤、燃料、油脂)の調達、在庫量管理	○		
		・重機燃料の調達及び費用	○		
		・プラント機器の消耗品の調達、在庫量管理	○		
		・電気の費用	○		
		・ガス、水道の費用	○		
		・電話、インターネット、NHK、新聞の費用	○(区)	○(区)	
		・什器、備品、事務用品の調達	○(区)	○(区)	
		・パソコン、コピー機リース費	○(区)	○(区)	
		・生活消耗品(蛍光灯、トイレトペーパー等)の調達	○(区)	○(区)	
		・自家用電気工作物保安全管理委託	○		
		・建築設備の消耗品の購入、交換(蛍光灯程度)	○(区)	○(区)	
		・実績データ整理(運転コスト)	○		

業務区分	業務内容	業務詳細	所 掌		備 考
			運転管理 受注者	運転管理 発注者(市)	
(3)維持管理	・点検(日常,週間,月間,年間)	・プラント機器の日常点検(プラント機器への給脂、薬品補充を含む。)	○		
		・プラント機器の定期点検	○		
		・プラント機器の予備品・消耗品交換	○		
		・重機日常点検、定期点検、整備(オイルフィルター、オイル交換等)	○		
		・プラント施設の消火設備管理(消火器の交換等)	○		
		・プラント機器法定点検(計量器・クレーン等)	○		
		・プラント機器法定点検前自主検査(計量器・クレーン等)	○		
	・保安全管理(予防保全,事後保全,改良保全)	・保全作業の立会	○		
		・プラント機器の事後保全	○		
		・プラント機器の予防保全計画及び遂行	○		
		・プラント機器の改良保全計画及び遂行	○		改良保全により受託者の損失がある場合は協議
		・プラント施設保安全管理実施記録	○		
		・プラント施設保安全管理計画の妥当性確認	○		
	・技術上の基準、維持管理に関する計画	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則「第4条の5」(一般廃棄物処理の維持管理の技術上の基準)に適合した管理	○		
		・精密機能検査(機能管理)	○		1回/3年
	・安全管理(搬入車両も含む。)	・危険管理(危険箇所、危険作業の調査と特定)	○(区)	○(区)	
		・施設安全管理(安全作業マニュアルの整備)	○(区)	○(区)	
		・作業安全管理(安全管理体制の整備、安全停止マニュアル、緊急対応マニュアルの整備)	○(区)	○(区)	
		・事故対応業務(事故記録及び報告)	○(区)	○(区)	
	・衛生管理	・健康診断、労働条件、労働災害の防止	○(区)	○(区)	
	・建築関係の施設管理	・建築施設の消火設備管理(消火器の交換等)	○(区)	○(区)	
		・風力発電機、太陽光パネル(点検、修理、清掃)		○	
		・BDF設備(点検、修理、清掃)		○	
		・ボイラー(点検、修理、清掃)	○		
		・受水槽管理	○		
		・合併浄化槽管理(水質調査、汚泥処理)	○		
		・建築関係維持管理(管理・補修・修繕・改修)及びその記録	○		
・建築関係法定点検(エレベーター・浄化槽・受電設備・受水槽・自動火災報知機・誘導灯・非常用照明・消火器等)		○			
・建築関係定期点検(法定点検前自主検査含む。)		○			
・建築関係日常点検		○(区)	○(区)		
・啓発棟展示物管理		○			

業務区分	業務内容	業務詳細	所 掌		備 考
			運転管理 受注者	運転管理 発注者(市)	
(3)維持管理	・周辺施設保全(外構施設等)	・外灯管理(照明球)	○		
		・洗車棟管理(グリストラップ・洗車機)		○	
		・フェンス管理	○		
		・施設内駐車場	○(区)	○(区)	
		・植栽管理(剪定・清掃・水やり)		○	
		・凍結・降雪時対応(搬入路)	○		
(4)環境管理	・公害防止協定	・公害防止協定		○	
	・環境保全基準の管理	・環境保全基準の監視、測定(大気、排水、騒音、振動、悪臭)	○		1回/年
	・作業環境保全基準の管理	・作業環境保全基準の監視、測定	○		
	・操業協定	・操業協定		○	
(5)情報管理	・報告書の作成と保管	・報告書の作成と保管	○	○	作成は受注者が行い、報告書は受注者、発注者が保管する。
	・情報公開管理	・情報公開管理	○	○	情報提供は受注者、情報公開は発注者とする。
	・データ管理	・データの管理	○	○	受注者は発注者の定める期間保管すること。
	・設計図表の管理	・設計図表の管理	○	○	
	・土地、建物、備品データ管理	・土地、建物、備品データ管理	○	○	
(6)関連業務	・保険(建物/プラント/重機等)	・重機・建物・プラントに対する保険	○第三者損害賠償 保険・重機保険・火 災保険等		○建物総合損害共済
	・防火管理	・プラント施設の防火	○		
		・建築施設の防火	○(区)	○(区)	
	・警備	・機械警備(カードキー・施錠・費用)	○(区)	○(区)	主契約、費用負担は受注者
		・扉・シャッター管理(開錠・施錠)	○(区)	○(区)	
	・清掃	・プラント施設内の日常清掃・定期清掃	○		
		・建築施設の日常清掃	○(区)	○(区)	
		・上記施設のワックス、窓のクリーニング		○	
		・雨水側溝清掃		○	
		・屋根樋の清掃	○		
	・見学者対応	・施設見学者対応		○	
		・パンフレット管理		○	
	・外部対応(地元、市民)	・苦情対応		○	
・その他	・風雨警戒事前対応 (台風等が予想されるとき の予防的な対応)		○(区)	○(区)	
	・凍結・降雪時対応(搬入路)		○		
(7)契約管理(モニタリング)	・委託契約に基づく成果管理	・運転維持管理業務の遂行状況の監視、評価		○	

(区)は各業務管理区域の使用者の所掌とする。















(性能保証事項)

(仮称) 周南市リサイクルプラザ建設工事発注仕様書 (抜粋)

## 1. 性能保証事項

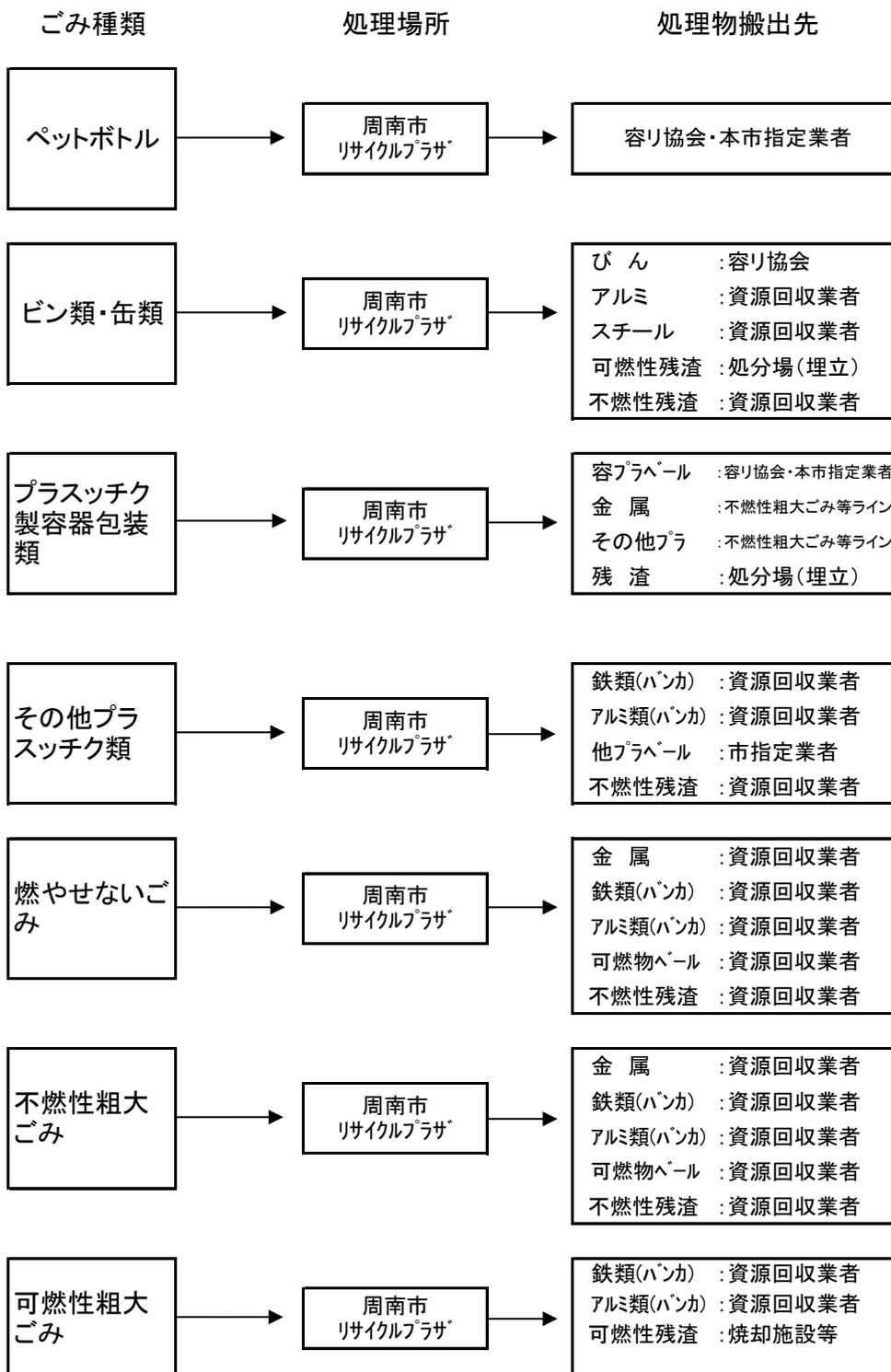
大項目	必須性能①	必須性能②
処理能力	①発注仕様書に規定される設計諸条件を満足して安定的に処理できる能力を有すること。 ②1日につき指定した処理時間内に80t以上の処理能力を有すること。 ③各ごみ毎に指定されている処理時間内に各ごみの必要処理量以上の処理能力を有すること。 ビン類・缶類 14t/4.5h ペットボトル 2t/5h プラスチック製容器包装類 25t/5h 燃やせないごみ 24t/2.9h ガラス陶器類 2t/0.3h 不燃性粗大ごみ 1t/4.5h 可燃性粗大ごみ 1t/0.3h その他プラスチック類 11t/1.9h ④1日5時間連続運転が可能であること。	①年間19,600t/年以上(80t/日×245日/年)を処理できる能力を有すること。 ②連続して90日以上安定稼働を達成できること。
環境	①前項各号に示される運転条件下において第2章第4節に規定される公害防止条件を全て満足できる能力を有すること。	
その他	①上記の各号に定めるもののほか、『引渡性能試験項目と方法』に示される保証事項を達成する能力を有すること。	

添付資料 5

運転管理業務に係るリスク分担

リスクの種類	リスク内容	所掌範囲		備考
		発注者 (本市)	受注者	
制度・法令変更リスク	関係法令・許認可・税制、料金制度の変更等に係るリスク	○	○	運転管理業務に直接関係する法令変更に係るリスク負担は発注者とする。 運転管理業務に直接関係する法令以外の法令の変更及び契約締結時に既に予見された法令等の変更に係るリスクについては受注者が負担する。
政治リスク	首長交代、政策方針の転換、議会承認、財政破綻等による支援・債務不履行、許認可の取得、遅延等にかかる操業中止、コスト増大リスク	○		
物価変動	インフレ/デフレに伴う一般廃棄物処理に係る費用増大リスク	○	△	一定割合(1.5%)以下の物価変動は受注者負担
住民合意リスク	住民反対に伴う仕様アップ・管理強化による操業停止、コスト増大リスク	○		
	運転管理業務に起因する周辺住民運動又は訴訟に係るリスク	○		
デフォルトリスク	運転管理受託者の債務不履行等による本業務の破綻、契約破棄のリスク	○		
不可抗力	天災・暴動などの市および民間のいずれの責にも帰すことのできない事由による設計変更・延期・中止等に係るリスク	○		
廃棄物リスク	廃棄物に係る法令変更、供給量変動、ごみ質変動等のリスク	○		
供給リスク	計画ごみ量が確保されないリスク	○		
性能リスク	施設が発注仕様書に規定する仕様および性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク	○		
運転コストリスク	整備機器の運転基準・維持管理基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○	
	処理廃棄物のごみ質変動・ごみ量変動によるコスト増大、運転停止リスク	○		ごみ質及びごみ量の変動による処理単価の増
	受入廃棄物の内容チェック不備によるコスト増大、運転停止リスク	△	○	受注者は受入廃棄物について、不適物をチェックし除去する最大限の努力をしなければならない。発注者は、受入廃棄物のごみ質未達のリスク及び処理不適物混入防止についての市民啓発義務を有する。
	運転不備によるコスト増大、運転停止リスク		○	

ごみ別収集運搬体制



(環境基準)

## 1. 大気

項目	排出基準値
粉じん	0.1 g/m <sup>3</sup> N以下

排出基準は集じん装置排気筒出口とすること。

## 2. 騒音

騒音規制基準値(敷地境界基準)

騒音 ( dB(A) )	
午前 8 時～午後 6 時	70
午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 9 時	70
午後 9 時～午前 6 時	65

## 3. 振動

振動規制基準値(敷地境界基準)

振動 ( dB )	
午前 8 時～午後 7 時	70
午後 7 時～午前 8 時	65

## 4. 排水

プラント排水処理設備出口における再利用水の基準及び浄化槽出口の排水基準値は以下とする。

排水基準値（浄化槽出口）

項 目	単 位	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1
シアン化合物	mg/L	1
有機燐化合物	mg/L	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
ポリクロリネイテッドビフェエル (PCB)	mg/L	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.3
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
1,4 ジオキサン	mg/L	0.5
テトラメチルチウラムジスルフィド (チウラム)	mg/L	0.06
シマジン	mg/L	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1
フェノール類含有量	mg/L	1
銅含有量	mg/L	3
亜鉛含有量	mg/L	2
溶解性鉄含有量	mg/L	3
溶解性マンガン含有量	mg/L	3
クロム含有量	mg/L	2
フッ素及びその化合物	mg/L	15
水素イオン濃度 (pH)	水素指数	5~9
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	20
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	120 (90)
浮遊物質 (SS)	mg/L	90 (70)
ノルマルヘキサン	抽出物質含有量	抽出物質含有量
	鉱油類含有量	5
	動植物油脂類含有量	15
窒素含有量	mg/L	120 (60)
りん含有量	mg/L	16 (8)
ほう素及びその化合物	mg/L	230
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100
大腸菌群数	個/mL	3000

( ) は日間平均

## プラント排水処理設備出口における再利用水の基準

項 目	単 位	許容限度	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1	
シアン化合物	mg/L	1	
有機燐化合物	mg/L	1	
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	
六価クロム化合物	mg/L	0.5	
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	
ポリクロリネイテッドビフェエル (PCB)	mg/L	0.003	
トリクロロエチレン	mg/L	0.3	
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	
ジクロロメタン	mg/L	0.2	
四塩化炭素	mg/L	0.02	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	
テトラメチルチウラムジスルフィド (チウラム)	mg/L	0.06	
シマジン	mg/L	0.03	
チオベンカルブ	mg/L	0.2	
ベンゼン	mg/L	0.1	
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	
フェノール類含有量	mg/L	1	
銅含有量	mg/L	3	
亜鉛含有量	mg/L	2	
溶解性鉄含有量	mg/L	3	
溶解性マンガン含有量	mg/L	3	
クロム含有量	mg/L	2	
フッ素及びその化合物	mg/L	15	
水素イオン濃度 (pH)	水素指数	5.8~8.6	
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	20	
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	20	
浮遊物質 (SS)	mg/L	30	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	mg/L	5
	動植物油脂類含有量	mg/L	15
窒素含有量		mg/L	120 (60)
りん含有量		mg/L	16 (8)
ほう素及びその化合物		mg/L	230
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		mg/L	100
色度			10
外観			不快でないこと
大腸菌	個/mL		不検出
臭気			不快でないこと
残留塩素 (管理目標値) ※運転管理において極力満足すべき値	mg/L		0.1 以上
濁度			2

( ) は日間平均

## 5. 悪臭

- 1) 敷地境界線上, 排出口において、臭気を感じない程度で、且つ下表の「悪臭防止法」の規制基準以下とすること。

悪臭基準値

悪臭物質		規制基準値 (ppm)
敷地境界線	アンモニア	2
	メチルメルカプタン	0.004
	硫化水素	0.06
	硫化メチル	0.05
	二硫化メチル	0.03
	トリメチルアミン	0.02
	アセトアルデヒド	0.1
	プロピオンアルデヒド	0.1
	ノルマルブチルアルデヒド	0.03
	イソブチルアルデヒド	0.07
	ノルマルバレルアルデヒド	0.02
	イソバレルアルデヒド	0.006
	イソブタノール	4
	酢酸エチル	7
	メチルイソブチルケトン	3
	トルエン	30
	スチレン	0.8
	キシレン	2
	プロピオン酸	0.07
	ノルマル酪酸	0.002
ノルマル吉草酸	0.002	
イソ吉草酸	0.004	
排出口	* 1 に示す項目 (m <sup>3</sup> N/h)	次式により算出した流量 q を各々の規制基準とする。 $q = 0.108 \times He^2 \times Cm$ (He ≥ 5m) q: 流量 (m <sup>3</sup> N/h), He: 補正された排出口の高さ (m) Cm: 敷地境界線における基準値 (ppm)

\* 1 アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレン

## 2) 臭気指数に係わる基準

- (1) 敷地境界線臭気指数 : 14 とする。  
(2) 排出口臭気指数 : 32 (高さ15m以上30m未満) とする。

3) 放流水中の基準値は以下の通りとすること。

放流水中の悪臭基準値		
特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される 排出水の量	規制基準値 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.06
	0.001m <sup>3</sup> /s を越え0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.01
	0.1m <sup>3</sup> /s を越える場合	0.003
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.3
	0.001m <sup>3</sup> /s を越え0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.07
	0.1m <sup>3</sup> /s を越える場合	0.02
硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	2
	0.001m <sup>3</sup> /s を越え0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.3
	0.1m <sup>3</sup> /s を越える場合	0.07
二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	2
	0.001m <sup>3</sup> /s を越え0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.4
	0.1m <sup>3</sup> /s を越える場合	0.09

4) 居室悪臭基準値

中央操作室，事務室，研修室，会議室，見学者通路等の一般関係の居室の臭気強度は1.0以下とすること。

## 処理物の純度・回収率及び個別基準値

純度・回収率及び個別基準値については下表の通りとすること。

区分		純度(湿重量%)	回収率(湿重量%)	個別基準値
ビン類	白	99.9以上	95以上(参考値)	色別(3色)に分別されていること。 色分け及び異物混入において財団法人日本容器包装リサイクル協会の示す品質ガイドラインを上回ること。
	茶			
	その他			
鉄類		95以上	90以上	—
アルミ類	ビン類・缶類	90以上	90以上	—
	その他		60以上(参考値)	—
可燃性残渣		80以上	70以上(参考値)	—
不燃性残渣		80以上	80以上(参考値)	—
可燃性残渣(成形品)		80以上	70以上(参考値)	非鉄金属の除去に努めること。
ペットボトル(成形品)		99以上	95以上	財団法人日本容器包装リサイクル協会の定める品質ランクにおいて、Aランクを満たすこと。
プラスチック製容器包装類(成形品)		90以上	95以上	財団法人日本容器包装リサイクル協会の定める品質ランクにおいて、「汚れ・破袋度判定ランク」、「容器包装比率判定ランク」、「禁忌品判定ランク」ともにAランクを満たすこと。
その他プラスチック類(成形品)		90以上	95以上	鉄分混入率 0.25%以下

## ごみ搬入量

(実績値)

	実績 (t)									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口	147,863	147,010	145,839	144,472	143,113	141,809	140,392	138,718	137,248	135,315
燃やせないごみ	1,215	1,080	969	939	972	929	1,011	913	843	796
不燃性粗大	425	480	527	535	579	609	654	601	552	549
可燃性粗大	154	177	166	185	230	210	219	214	194	188
その他プラスチック	508	550	532	533	566	552	597	546	528	518
ビン類・缶類	1,730	1,698	1,679	1,576	1,512	1,453	1,456	1,400	1,357	1,287
ペットボトル	417	420	431	449	459	443	451	457	476	467
容器包装プラスチック	2,730	2,648	2,652	2,638	2,654	2,490	2,436	2,359	2,308	2,228
合計	7,179	7,054	6,955	6,857	6,973	6,686	6,824	6,490	6,259	6,033
処理困難物等	62	81	76	78	89	89	82	66	45	39